

3日獣発第39号
令和3年4月30日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

豚熱ワクチン接種農場における豚熱の続発に伴う 飼養衛生管理の再徹底等について

このことについて、令和3年4月17日付け3消安第536号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添のとおり通知がありました。

この度の通知は、子豚を含む豚熱ワクチンを接種した豚のうち、免疫獲得が不十分な豚が一定数存在すること、現に豚熱ワクチン接種農場において豚熱の患畜が続出していることを受け、①飼養衛生管理基準の遵守の再徹底、②早期発見・早期通報、③ワクチン接種体制の整備、④野生いのししにおける豚熱発生状況の積極的な発信について再度周知・指導の徹底を行うよう、都道府県畜産主務部長あてに発出したことの周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先
公益社団法人 日本獣医師会
事業担当 山本・駒田
TEL 03-3475-1601

3 消安第 536 号
令和 3 年 4 月 17 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚熱ワクチン接種農場における豚熱の続発に伴う飼養衛生管理の再徹底等
について

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知しましたので、御了知の上、豚熱発生予防対策の再徹底等につき御協力方よろしく申し上げます。

写

3 消安第546号
令和3年4月17日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚熱ワクチン接種農場における豚熱の続発に伴う飼養衛生管理の再徹底等
について

本日、栃木県の豚熱ワクチン接種養豚場において豚熱の患畜が確認されました（国内66及び67例目）。最近では、奈良県（3月31日：63例目）、群馬県（4月2日：64例目）、三重県（4月14日：65例目）と、ワクチン接種農場における豚熱の発生が続けて確認されています。

これまで累次にわたりお伝えしているとおり、豚熱ワクチンを接種していても全ての豚が免疫を獲得できているわけではなく、また、全ての子豚に適切な時期に豚熱ワクチン接種をすることは困難を伴うことから、豚熱ワクチン接種農場においても免疫を獲得していない豚が存在します（別添参照）。このことは、一連の豚熱の続発事例からも明らかです。

これまでも、豚熱ワクチン接種農場での発生の際には、ワクチン接種の有無にかかわらず、家畜防疫の基本は飼養衛生管理基準の遵守徹底であることについて周知・指導をお願いしているところです。

つきましては、最近の続発事例を踏まえ、養豚場に対し、改めて下記について地域の協議会の活用、直接訪問による指導、飼養衛生管理者メーリングリストの活用等により速やかに再度周知・指導を徹底し、今後の発生予防対策に努めていただくよう重ねてお願いします。

1 飼養衛生管理基準の遵守の再徹底

野生いのししからの豚熱の侵入を防止するとともにアフリカ豚熱に対する防疫を強化するために、豚等の飼養施設における飼養衛生管理基準の遵守の再徹底（車両・物や畜舎周囲の消毒、長靴や衣服の交換・消毒による衛生管理区域への病原体の持込み防止の徹底、毎日の健康観察、野生動物の侵入防止等）を改めて指導し、不備がある場合には早急に改善すること。

2 早期発見・早期通報

- (1) 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）第4の2の(3)に定める食欲不振や死亡頭数の増加等の豚熱の「特定症状」を豚等の所有者、獣医師等に対して改めて周知徹底し、当該症状を呈している豚等を発見したときは、防疫指針第4の1に基づき家畜保健衛生所に速やかに届け出るよう改めて指導すること。

(2) (1) の届出を受けた場合には、万が一の際の防疫対応に係る準備・調整を円滑に行うため、その情報を直ちに当課に報告するとともに、その後の正確な情報収集や陽性判定時に備えた速やかな準備を行うなど、迅速かつ的確に初動対応を実施すること。

3 ワクチン接種体制の整備

今般、防疫指針の改正を行い、4月以降は、防疫指針第3-2の1の(3)に基づき、適時・適切なワクチン接種を行うための「知事認定獣医師」によるワクチン接種が可能となったところであることから、適切に接種可能な体制を早急に構築するとともに、ワクチン接種時の機会も活用して飼養衛生管理の徹底の必要性や重要性について生産者に対して丁寧に説明すること。

4 野生いのししにおける豚熱発生状況の積極的な発信

現在、野生いのししにおける豚熱陽性確認県が24都府県にまで拡大し、豚熱の患畜が確認された養豚場の周囲においても豚熱陽性の野生いのししが複数頭確認されていることを踏まえ、HP等を活用し、野生いのししの豚熱発生状況について、わかりやすく生産者に周知するなど、積極的に注意喚起を行うことで、飼養衛生管理の徹底を促すこと。

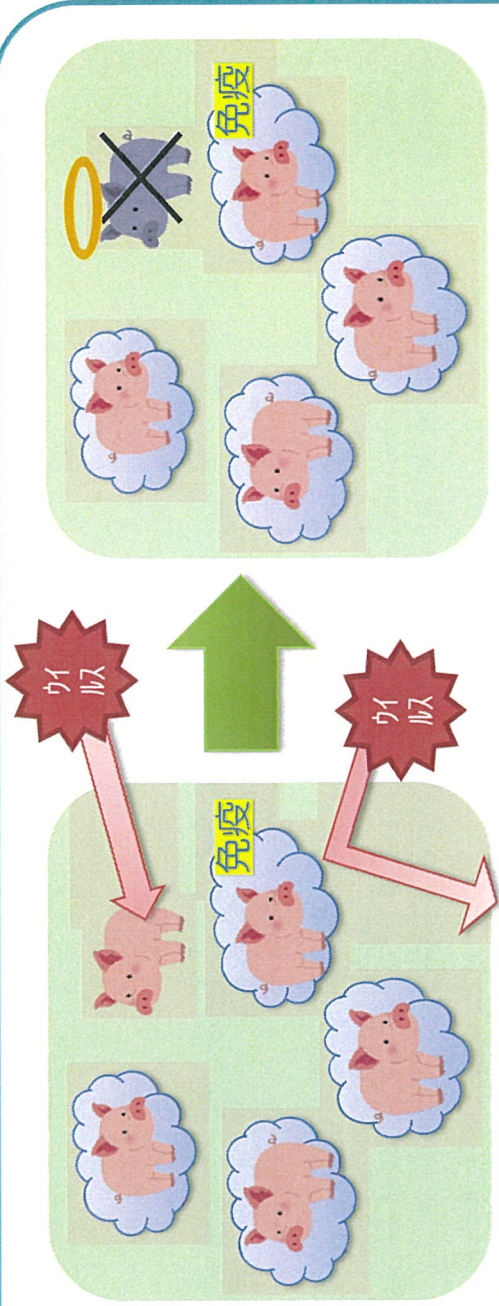
以上

豚熱ワクチン接種農場における飼養衛生管理の重要性

- ①ワクチン接種をしても全ての豚が免疫を獲得できるわけではないこと、②全ての子豚に適切な時期にワクチン接種をすることは困難であることから、ワクチン接種農場においても免疫を獲得していない豚が存在。
- このため、ワクチン接種農場においても、豚熱ウイルスの農場侵入防止のための、飼養衛生管理の徹底と豚に異状がみられた場合の早期通報が必要不可欠。

①免疫付与率80%

- ワクチン接種をしても全ての豚が免疫を獲得できるわけではない。
- ・ ワクチンの抗体付与率は80~90%



②子豚

- 全ての子豚に適切な時期にワクチン接種をすることは困難。

- ① 母乳を通じて母豚から移行する免疫の量が多い期間は、接種してもワクチンウイルスが排除され、ワクチンの効果がない
- ② 母豚から移行した免疫の量は漸減していくため、適切な時期にワクチンを接種すれば、効果が発現
 - ・用法・用量では、1~2か月齢での接種を推奨
 - ・現状、50~60日齢程度での接種が望ましい(豚小委議論)
- ③ しかしながら、個体によりワクチンの適切な接種時期に差異があることから、全ての子豚に適切な時期にワクチン接種することは困難

